

南知多町告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、南知多町建設経済部建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

南知多町長 石黒和彦



- 1 知多都市計画用途地域の変更（内海第二、山海、豊浜地区）